■認定・特例認定の取消しについて

下記の場合、認定及び特例認定の取消しの対象となりますので、ご注意ください。
なお、該当する事由が生じた場合、認定した都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご連絡ください。

1　くるみん認定を取り消すとき（法第１５条）

（１）次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき

→・制度・措置の廃止又は一定の水準を満たさない制度への改定等を行い、認定基準７・９（22、23ページ参照）を満たさなくなった場合
・認定基準5・６（20、21ページ参照）で公表した割合又は数を公表しなくなった場合（ただし、新たにくるみん認定やプラチナくるみん認定を取得した場合は、以前に受けた認定に関する割合又は数を公表していなくても取消しの対象にはなりません。）
・法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実が発生したことにより認定基準９（23ページ参照）を満たさなくなった場合　等

（２）法又は法に基づく命令に違反したとき

→・常時雇用する労働者が101人以上の企業であって、都道府県労働局が提出を指導したにもかかわらず、行動計画を策定した旨を届け出ない場合
・常時雇用する労働者が101人以上の企業であって、都道府県労働局が行動計画の公表及び労働者への周知を適切に行うよう指導したにもかかわらず、公表及び労働者への周知を適切に行わない場合
・くるみんマーク・トライくるみんマークの表示と紛らわしい表示をした場合　等

（３）（２）のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき

→・不正の手段により認定を受けていた場合
・認定一般事業主が社会問題となるような事件を起こした場合　等

2　プラチナくるみん認定を取り消すとき（法第１５条の５）

（１）法第15条の規定により法第13条の認定を取り消されたとき

→くるみん認定が取り消された場合

（２）法第15条の２に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき

→・プラチナくるみん認定の取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が下記の基準を満たしておらず、その公表の翌事業年度の公表においても下記の基準を満たさない場合
（ⅰ）特例認定基準５（27ページ参照）
（ⅱ）特例認定基準６（28ページ参照）
（ⅲ）特例認定基準７（認定基準７）（22ページ参照）
（ⅳ）特例認定基準９（29ページ参照）

※以下の表のとおり、特例認定後１回目の公表（(例)のケースでは令和７年6月1日）で基準を満たさず、２回目の公表（令和８年6月1日）でも同じ項目について２回連続で基準を満たさなかった場合、取消しの対象となります。経過措置については次頁を参照してください。

(例)

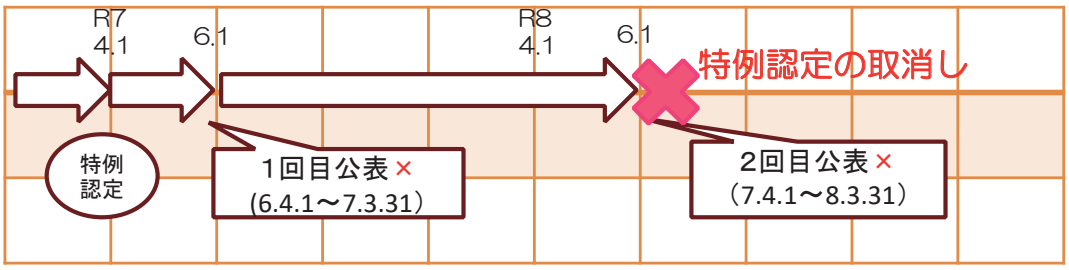

■ご注意ください！
- 令和７年4月1日から、特例認定基準５（27ページ参照）及び特例認定基準６（28ページ参照）及び特例認定基準７（28ページ参照）の基準が引き上がりました（3ページ参照）。
- 基準の引き上げに伴い、公表前事業年度が令和７年４月１日から令和８年３月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改正前の基準（3ページ参照）を満たしていれば取消しの対象とはなりません。このため、猶予期間が２事業年度をまたぐ場合は、２事業年度分の公表において、改正前の基準を満たしていれば可となります。

【例：事業年度が３月から始まる企業の場合】

- １回目公表　…公表前事業年度が新基準適用前なので旧基準を満たしていれば可
- ２回目・３回目公表　…公表前事業年度が猶予期間含むため旧基準を満たしていれば可
- ４回目公表以降　…新基準を満たすことが必要

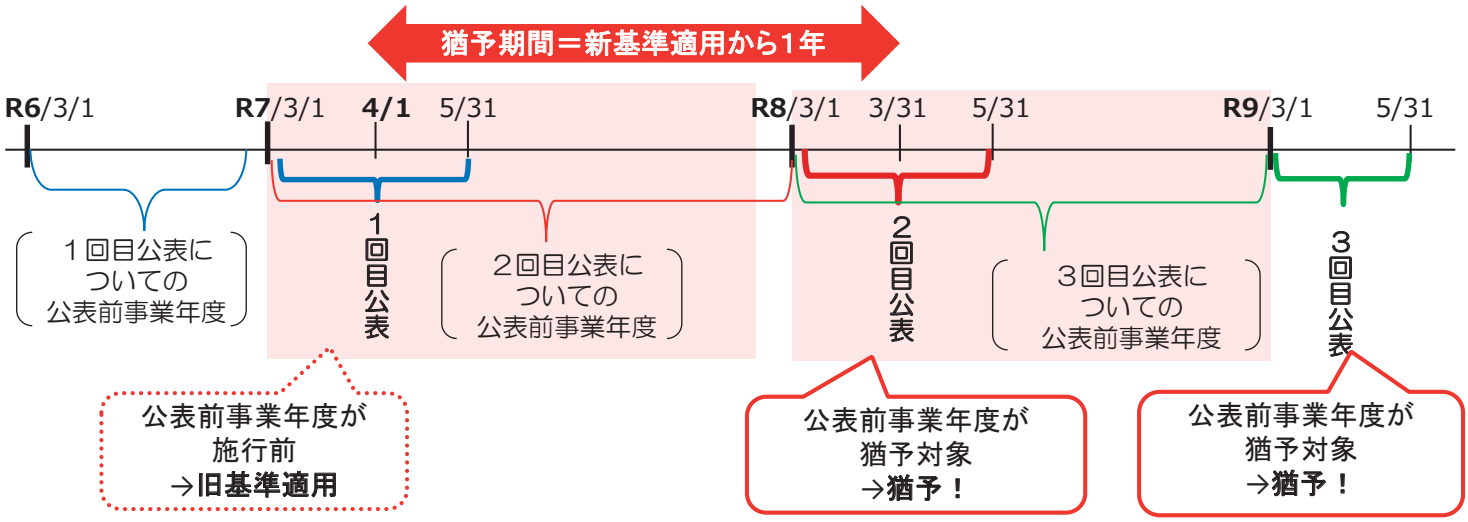

- 制度・措置・計画の廃止又は一定の水準を満たさない制度への改定や計画の未実施等を行い特例認定基準８・10（28、30ページ参照）を満たさなくなった場合
- 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実が発生したことにより、特例認定基準11（認定基準９）（23ページ参照）を満たさなくなった場合　等

（３）法第15条の３第２項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表をしたとき
→・都道府県労働局が次世代育成支援対策の実施状況を適切に行うよう指導したにもかかわらず、公表をしなかった場合や年１回以上の公表をしなかった場合

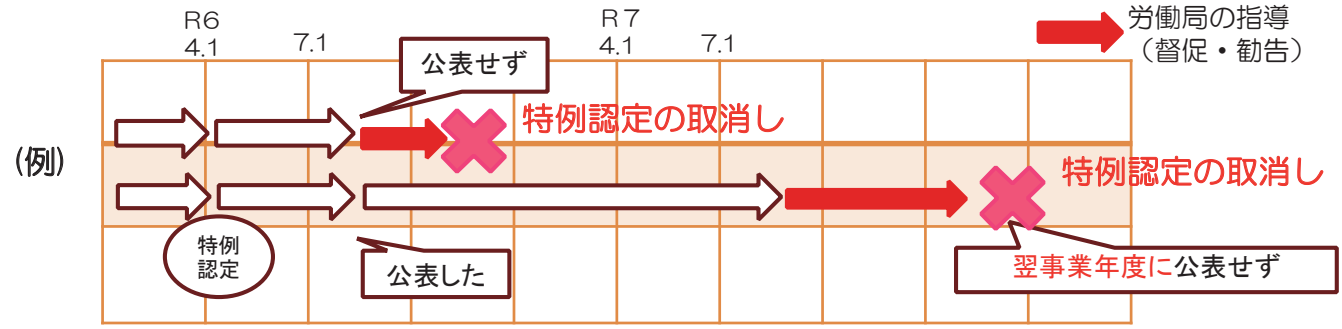

- 「次世代育成支援対策の実施状況」について虚偽の公表を行った場合　等

（４）（３）のほか、法及び法に基づく命令に違反したとき
→プラチナくるみんの表示と紛らわしい表示をした場合　等

（５）（１）～（４）の他に、特例認定一般事業主として適切でなくなったと認めるとき
→・不正の手段により特例認定を受けていた場合
・特例認定一般事業主が社会問題となるような事件を起こした場合　等

３　トライくるみん認定を取り消すとき（法第１５条）

（１）次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき

→・制度・措置の廃止又は一定の水準を満たさない制度への改定等を行い、認定基準８（34ページ、23ページ参照）を満たさなくなった場合
・法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実が発生したことにより認定基準９（34ページ、23ページ参照）を満たさなくなった場合　等

（２）法又は法に基づく命令に違反したとき

→・常時雇用する労働者が101人以上の企業であって、都道府県労働局が提出を指導したにもかかわらず、行動計画を策定した旨を届け出ない場合
・常時雇用する労働者が101人以上の企業であって、都道府県労働局が行動計画の公表及び労働者への周知を適切に行うよう指導したにもかかわらず、公表及び労働者への周知を適切に行わない場合
・トライくるみんマークの表示と紛らわしい表示をした場合　等

（３）（２）のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき

→・不正の手段により認定を受けていた場合
・認定一般事業主が社会問題となるような事件を起こした場合　等

４　プラス認定を取り消すとき

〇１～３に該当する場合　（法第１５条、法第１５条の５）

〇不妊治療と仕事との両立に関する制度・措置の廃止又は一定の水準を満たさない制度への改定等を行い、プラス認定基準１・３（36ページ参照）を満たさなくなった場合

5　認定・特例認定の取消し後の再取得について

（１）認定が取り消された場合

→取消し後３年間は認定の取得ができません。

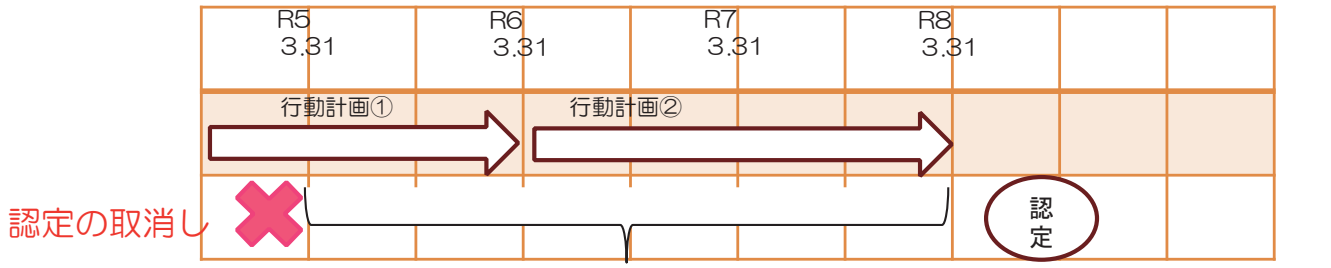

認定の再取得不可期間（３年間）

行動計画②についての認定は可能

（２）特例認定が取り消された場合

→取消し後新たに認定(くるみん認定又はトライくるみん認定)を取得しなければ特例認定(プラチナくるみん認定)の取得ができません。

○認定基準を満たさなくなった場合や、それ以外の自発的な理由等によって認定・特例認定を辞退することができます。

○原則、認定・特例認定を辞退した場合も、再取得までの期間は取消しの場合と同じく３年間です。

○ただし、特例認定の辞退理由が「44ページ２（２）の(ⅰ)～(ⅳ)の基準を満たさないため」である場合は、辞退を承認された日から３年を経過せずとも、新たにくるみん認定又はトライくるみん認定を取得することなく、他に策定された行動計画について特例認定の基準を再度満たせば特例認定を取得できます。